

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鶴 居 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鶴居村全域

(1) 現況

本地域は、気象条件が一般的に冷涼で積算温度が2,300℃以下（日本気象協会北海道支部1kmメッシュ地図、5月15日から10月5日）と極めて低く、冷涼な自然条件を生かした酪農・畜産が展開されている。

釧路川の上流域、釧路湿原の隣に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、飼料作物の生産等を通じ、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、近年、担い手の高齢化、後継者の不在等により耕作放棄地が増加すること等により国土の保全、水源のかん養等多面的機能の低下が特に懸念されている。

また、特定農山村地域等3法に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

本村は、特定農山村地域等3法の指定を受けており、村内経営耕地9,472haのうち草地7,196haの占める割合は76.0%（2020農林業センサスによる。）であり、また、日本気象協会北海道支部作成の1kmメッシュ地図における積算気温（5月15日から10月5日）2,300℃未満の耕地面積割合が100%であることから、村内の全ての草地を条件不利農地とし、交付金の対象とする。

ア 対象地域（鶴居村全域）

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (イ) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (ウ) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域

イ 対象農用地

積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

2 集落協定の共通事項

特になし

3 対象者

認定農業者に準ずる者として村長が認定する者とは次のとおりである。

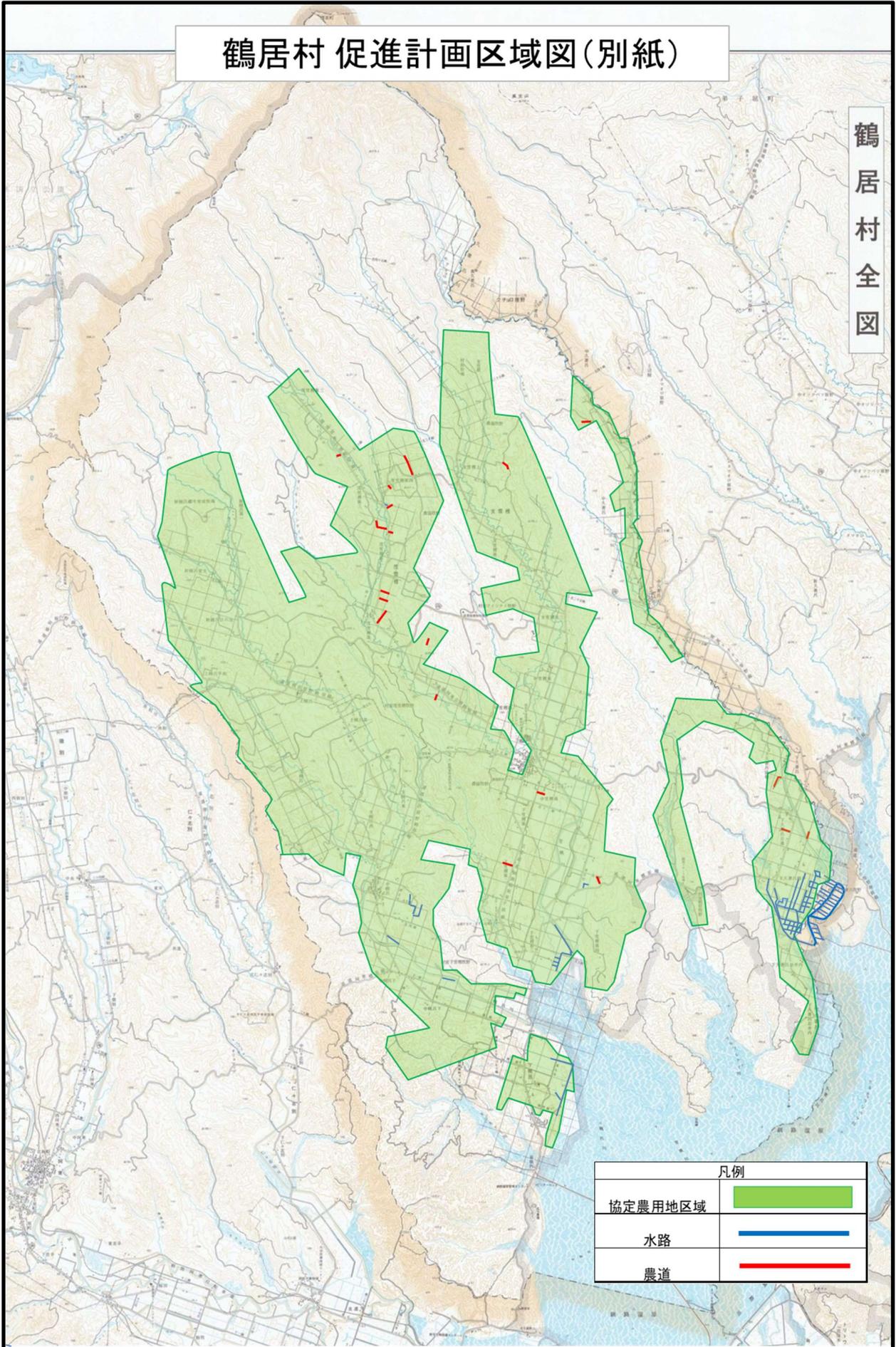
- ア 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している経営体
- イ 農業所得が480万円以上の経営体
- ウ 目標地図に位置づけられた者

4 その他必要な事項

特になし

鶴居村 促進計画区域図(別紙)

鶴居村全図



凡例	
協定農用地区域	
水路	
農道	